

警報発表時等における措置について

令和 6年 12 月 18 日

運営会議申合せ

- 1 警報発表時等における臨時休講等の措置は、次の基準により行う。
 - 一 学生が登校する以前に、岐阜県本巣郡北方町（以下「対象区域」という。）に特別警報（気象）、大雨危険警報、暴風警報、暴風雪警報若しくは大雪警報（以下「対象警報」という。）が発表されている場合
 - ア 始業時刻の3時間前までに解除された場合は平常授業を行う。
 - イ 始業時刻の3時間前から午前10時までの間に解除された場合は、午前中を休講とし、午後は平常授業を行う。
 - ウ 午前10時を過ぎても解除されない場合は、全日休講とする。
 - 二 学生が登校後、対象区域に対象警報が発表され校長が必要と認めた場合
 - ア 発表時の気象状況、交通機関や道路等の状態を総合して、学生を安全に帰宅させ得ると認められた際は、直ちに休講とし学生を下校させる。
 - イ 遠距離通学生については、無事帰宅させ得ると認められるまで校内で保護する。
 - 三 対象警報以外の警報が岐阜・西濃区域に発表され校長が必要と認めた場合
 - ア 始業時刻の3時間前までに解除されない場合は、休講若しくは始業時刻を適宜遅らせる処置をとることができる。
 - イ 終業時刻前に解除されない場合で、気象状況、交通機関や道路等の状態を総合して、学生を安全に帰宅させる必要のある場合は、終業時刻を適宜早めることができる。
 - 四 気象状況、交通機関や道路等の状態を総合的に判断し校長が必要と認めた場合については、前号に準じた取扱いをすることができる。
 - 五 第1号から第4号に規定する休講の措置により、試験、成績評価、進級及び卒業に関する申合せ（平成6年2月24日運営会議申合せ）第2条第1項に定める年間授業時数に不足が生じる場合は、原則として、同項第3号に規定する補講により年間授業時数を充足させなければならない。
 - 六 震度5弱以上の地震が岐阜・西濃区域に発生した場合は、校長が必要と認めた期間を休講とする。
- 2 気象警報発表等若しくは地震に伴って生じる欠課等は、個々の学生の実情に応じて出席停止とする。

付 記

- 1 この申合せは、令和6年12月18日から実施する。
- 2 暴風時等における措置について（昭和63年2月5日制定）は、廃止する。

付 記

- 1 この申合せは、令和8年5月27日から実施する。